

## 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例及び 北九州市男女共同参画センター条例の一部改正について

### 1 改正理由

「北九州市公共施設マネジメント実行計画」（平成28年2月策定）の基本方針に沿って昨年12月策定した「公の施設に係る受益と負担のあり方」に基づき、公の施設の使用料等を改定するため、関係規定を改めるもの。

### 2 改正内容

#### (1) 使用料の見直し

下表の施設使用料を改定する。

施設名	中分類	改定率
男女共同参画センター、勤労婦人センター	市民活動拠点	1.5倍

#### (2) 貸出時間の見直し

会議室などの貸出時間を原則1時間単位に改定する。

#### (3) 回数券の導入

体育室（勤労婦人センター）などの使用について、回数券を導入する。

### 3 施行期日

平成31年4月1日

### 4 経過措置

条例施行日の前日までに改正前の条例の規定により使用の許可がなされた使用料等については、なお従前の例による。

### 5 その他

年長者施設利用証（65歳以上に交付）による減免の見直し（10割減免で無料となっている施設については3割負担とする）については、使用料改定の施行期日（平成31年4月1日）に合わせて行う予定。

なお、総務局に年長者施設利用証の対象施設はありません。

使用料等の改定内容

資料1

市民活動拠点施設 【基準となる受益者負担割合：25%】

改定する施設	改定内容	
男女共同参画センター、 勤労婦人センター	改定率	市民活動拠点施設の受益者負担割合は9.7%であるため1.5倍に料金を改定 (基準による改定率は2.6倍であるが、激変緩和1.5倍を適用) 男女共同参画センターのフィットネスルーム、勤労婦人センターの体育室(共用)とトレーニング室に回数券を新設
	貸出単位等	男女共同参画センターのホール、フィットネスルーム(共用)、工芸室(共用)、O Aルーム(共用)、勤労婦人センターの体育室(共用)、トレーニング室以外の料金は、午前・午後・夜間の3区分から1時間単位に変更

## 男女共同参画センター 使用料改定(案)

区分			現行使用料			改定案		
—			9時30分 ～12時	13時 ～17時	18時 ～21時30分	9時30分 ～12時	13時 ～17時	18時 ～21時30分
ホール	平日	A	10,500円	16,700円	17,600円	15,750円	25,050円	26,400円
		B	15,700円	25,100円	26,400円	23,550円	37,650円	39,600円
		C	20,900円	33,500円	35,200円	31,350円	50,250円	52,800円
	土曜日 日曜日 休日	A	12,600円	20,100円	21,100円	18,900円	30,150円	31,650円
		B	18,800円	30,100円	31,600円	28,200円	45,150円	47,400円
		C	25,100円	40,200円	42,200円	37,650円	60,300円	63,300円
交流広場			6,300円	10,100円	10,600円	1時間又はその端数ごとに 4,060円		
料理室			1,900円	3,000円	3,100円	1時間又はその端数ごとに 1,200円		
和室			1,300円	2,000円	2,100円	1時間又はその端数ごとに 810円		
茶室			1,000円	1,600円	1,700円	1時間又はその端数ごとに 640円		
大セミナールーム			4,100円	6,600円	6,900円	1時間又はその端数ごとに 2,650円		
小セミナールーム			2,800円	4,500円	4,700円	1時間又はその端数ごとに 1,800円		
企画ルーム1			900円	1,500円	1,600円	1時間又はその端数ごとに 600円		
企画ルーム2			800円	1,200円	1,300円	1時間又はその端数ごとに 490円		
フィットネス ルーム	共用	1人1回 (2時間以内)	300円			450円		
		回数券 (10枚つづり)				3,600円		
	専用	3,000円	4,800円	5,100円	1時間又はその端数ごとに 1,940円			
工芸室	共用	1人1回 (2時間以内)	300円			450円		
	専用	1,500円	2,400円	2,500円	1時間又はその端数ごとに 960円			
OAルーム	共用	1人1回 (2時間以内)	300円			450円		
	専用	1,300円	2,000円	2,100円	1時間又はその端数ごとに 810円			

※12時から13時までの料金は13時から17時に係る使用料の2割5分  
17時から18時までの料金は18時から21時30分に係る使用料の7分の2  
ホールABCの区分: 入場料又はこれに類するものの最高額による区分  
※設備・器具の使用料も同様の値上率(現行使用料×1.5倍)で改定予定

## 勤労婦人センター 使用料改定(案)

区分		現行使用料			改定案				
東部 勤労婦人 センター	—	9時～12時	12時～17時	17時～21時					
	第1講習室	800円	1,300円	1,600円	1時間又はその端数ごとに 460円				
	第2講習室	1,100円	1,600円	1,900円	1時間又はその端数ごとに 570円				
	調理講習室	2,000円	2,600円	3,200円	1時間又はその端数ごとに 970円				
	和室	1,500円	1,900円	2,300円	1時間又はその端数ごとに 710円				
	音楽室	2,200円	3,200円	3,800円	1時間又はその端数ごとに 1,150円				
	体育室	専用	3,600円	4,900円	6,300円	1時間又はその端数ごとに 1,850円			
		共用	—	一般	高等学校の生徒	小・中学校の児童及び生徒	一般	高等学校の生徒	小・中学校の児童及び生徒
			1人1回 (2時間以内)	200円	100円	50円	300円	150円	70円
			回数券 (10枚つづり)				2,400円	1,200円	560円
	トレーニング室	1人1回 (2時間以内)	200円			300円			
回数券 (10枚つづり)					2,400円				
ピアノ使用料	1台1回	2,000円			2,000円				
西部 勤労婦人 センター	—	9時～12時	12時～17時	17時～21時					
	第1講習室	800円	1,200円	1,400円	1時間又はその端数ごとに 420円				
	第2講習室	800円	1,200円	1,400円	1時間又はその端数ごとに 420円				
	第3講習室	1,000円	1,400円	1,600円	1時間又はその端数ごとに 500円				
	調理講習室	1,800円	2,400円	3,000円	1時間又はその端数ごとに 900円				
	第1和室	400円	500円	600円	1時間又はその端数ごとに 180円				
	第2和室	600円	700円	800円	1時間又はその端数ごとに 260円				
	舞台ホール	4,000円	5,000円	6,000円	1時間又はその端数ごとに 1,870円				
	体育室	専用	2,000円	3,000円	4,000円	1時間又はその端数ごとに 1,120円			
		共用	—	一般	高等学校の生徒	小・中学校の児童及び生徒	一般	高等学校の生徒	小・中学校の児童及び生徒
			1人1回 (2時間以内)	200円	100円	50円	300円	150円	70円
回数券 (10枚つづり)						2,400円	1,200円	560円	